

帯広市資産公開等審査会

平成26年4月1日 午後4時00分
帯広市役所 議会棟3階全員協議会室

次 第

1. 議事

(1) 会長選出

(2) 副会長選出

(3) その他

帯広市長の資産公開について

1 条例の制定

- 制定根拠 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成4年法律第100号）第7条
- 条例名 帯広市長の資産等公開に関する条例
- 条例公布日 平成7年10月3日
- 条例施行日 平成7年12月1日

2 施行規則の制定

- 施行規則名 帯広市長の資産等公開に関する条例施行規則
- 規則公布日 平成7年12月1日

3 条例の内容

- 対象者 市長
- 公開範囲 国に準拠
- 審査会 設置（5人以内で、学識経験者及び市民の中から市長が委嘱）
- 市民調査権 導入（報告書に疑義をもった市民が、有権者の50分の1以上の署名をもって審査の申し出を行うことができる。）
- その他 報告書の保存年限は5年。閲覧と写しの交付請求が可能。

4 今後の日程

- 報告書の提出 前年分の所得や資産増減などの補充報告書を、4月1日から同月30日までの間に作成し提出。（同条例第2条2項及び3条）
- 閲覧の開始 資産等報告書などの作成すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日。
前年分の所得や資産増減などの報告書の閲覧開始は「5月31日」（同施行規則第10条第1項）

5 閲覧請求及び写しの交付実績

年度	閲覧請求	写しの交付 請求	年度	閲覧請求	写しの交付 請求	年度	閲覧請求	写しの交付 請求
H8	9件	2件	H16	2件	0件	H24	2件	0件
H9	7件	1件	H17	3件	0件	H25	1件	1件
H10	4件	0件	H18	2件	0件			
H11	5件	3件	H19	2件	1件			
H12	4件	0件	H20	2件	1件			
H13	3件	0件	H21	2件	0件			
H14	3件	2件	H22	3件	1件			
H15	2件	0件	H23	4件	0件			